Ｆ　Ａ　Ｘ　公　文

東海２第６７４号
令和３年１月５日

支　部　長　　様

東 海 税 理 士 会
会 長　太　田　直　樹
（公印省略）

インボイス制度における事業者の登録申請について（周知依頼）

平素は本会会務運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標題の件につき国税庁等より日税連あて周知依頼がありましたので、貴支部におかれましては、支部会員への周知方お願いいたします。

以上

日連２第 1040 号
（業２第 164 号）
令和２年 12 月 23 日

税理士会会長　様

日本税理士会連合会
会長　神津　信一
（公印省略）

インボイス制度における事業者の登録申請について（周知依頼）

標題に関し、国税庁より、令和３年 10 月よりインボイス制度における適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されることに伴い、その旨の周知依頼がありました。なお、登録申請手続を e-Tax で行い、希望する場合には、登録通知書も e-Tax にて受け取りが可能とのことです。

ついては、貴会において添付リーフレットを活用のうえ、会員に上記周知くださるようお願いします。

追って、税理士会宛に国税局等からも同趣旨の依頼があるとのことですので、ご予定くださるよう併せてお願いします。

［添付資料］
・（リーフレット）令和３年 10 月１日から登録申請書受付開始！（令和２年 10 月）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020009-098_03.pdf
・（参考資料）インボイス制度導入に当たっての事前準備について
・（参考資料）メールアドレス・宛名の登録方法（e-Tax ソフト（WEB 版））
・（参考資料）受領した登録通知データの確認及び真正性の確認方法

収受
2.12.17

課 軽 1 - 20
令和2年12月17日

日本税理士会連合会
会長　神津　信一　殿

国税庁　課税部
消費税軽減税率制度対応室長
福田　あづさ

インボイス制度に係る事業者の登録申請に関する周知のお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インボイス制度は、令和５年10月から導入され、令和３年10月には適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

国税庁では、この度、事業者の方に早期のe-Taxによる登録申請をお願いするため、別紙のリーフレットを作成いたしました。

つきましては、貴会において、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対し、別紙のリーフレットを活用し、会議・研修等の場や、貴会のホームページ・広報誌への掲載などの方法で、事業者登録の受付開始について、広く周知していただくとともに、関与先の事業者への周知に御協力をお願いいたします。

なお、国税局から、各税理士会に対し、同趣旨のお願いをさせていただくこととしていますので、その旨、併せて周知していただくようお願いいたします。

また、登録申請手続においては、e-Taxによる電子申請を行った申請者が希望される場合には（代理送信を含む。）、登録通知書についても、e-Taxで受け取ることができます。適格請求書発行事業者の登録申請に当たっては、申請から通知までの手続がスムーズに行えるe-Taxの御利用を是非お願いいたします。

○　別紙のリーフレットについては、国税庁ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

・国税庁ホームページの掲載場所

URL　https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

事業者の方へ　消費税　インボイス制度

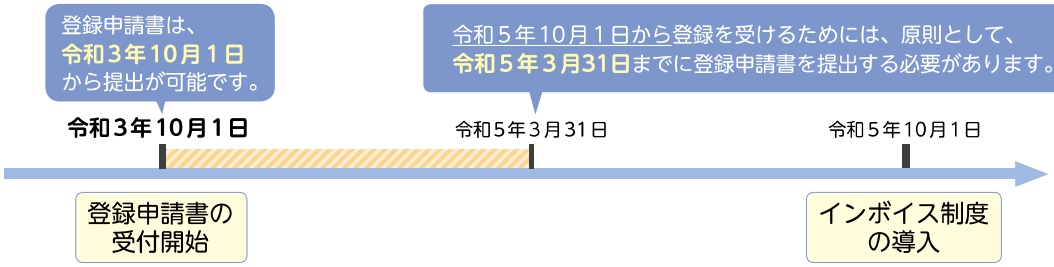
令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始！



令和５年10月１日から
「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書
（インボイス）を交付することができます。



制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。
※　登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T＋法人番号」、それ以外の事業者の方は「T＋13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。



登録申請は、e-Taxをご利用
いただくと手続がスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。

インボイスってナニ？



➤ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

＜区分記載請求書（現行）＞ ～令和５年９月

請求書
○○㈱御中
㈱△△
●年■月分
■月▲日　割りばし　550円
■月▲日　牛　肉　※　5,400円
：
合　計　43,600円
（10%対象　22,000円）
（８%対象　21,600円）
※は軽減税率対象

【記載事項】
① 請求書発行事業者の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

＜インボイス＞ 令和５年10月～

請求書
○○㈱御中
㈱△△（T 1234…）
●年■月分
■月▲日　割りばし　550円
■月▲日　牛　肉　※　5,400円
：
合　計　43,600円
10%対象　22,000円　内税　2,000円
８%対象　21,600円　内税　1,600円
※は軽減税率対象

【記載事項】
区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
② 適用税率
③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

➤ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

➤ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス（※）の保存等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問（Q&A）などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】**0120－205－553**（無料）
【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

国税庁　法人番号7000012050002　2020.10

インボイス制度導入に当たっての事前準備について

適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書（インボイス）の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

- 適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。
- 取引の相手方（課税事業者に限る）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。
- 適格請求書発行事業者以外はインボイスを交付できません。

インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

➢ 売手の立場としての事前準備

- 自身が行う取引において、①何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、②インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討。
- インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。
- 継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付するインボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。
- インボイス制度に係る社員研修の実施。

➢ 買手の立場としての事前準備

- インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。
- 継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。
- インボイス制度に係る社員研修の実施。

早期に登録申請していただき、余裕を持った事前準備を！！

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利！！

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

申請者にとって…

➢ 登録通知が早く受け取れる！

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

➢ 紛失リスクがない！

登録通知は、メッセージボックス内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

➢ 取引先への連絡が便利！

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

➢ 税理士にもお知らせが届く！

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



取引先にとって…

➢ 書面保存が不要！

登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

➢ 真正性の確認が可能！

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト（WEB版）を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

「データ」で受け取っても大丈夫！！

登録通知がe-Taxで通知されたことはすぐに分かるの？

⇒　登録通知がメッセージボックス内に格納されると、メールでお知らせします！

※　事前にメールアドレスの登録が必要です。

印刷できないの？

⇒　書面通知と同様の形式での印刷が可能です。



個人事業者は、マイナンバーカードがないと、メッセージボックスの登録通知が確認できないのでは？

⇒　個人事業者の方がメッセージボックス内の登録通知を確認する際には、マイナンバーカード等がなくても利用者識別番号及び暗証番号のみで確認できます！

※　マイナンバーカードがあればメッセージボックス内の全ての情報が確認できてより便利です。

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

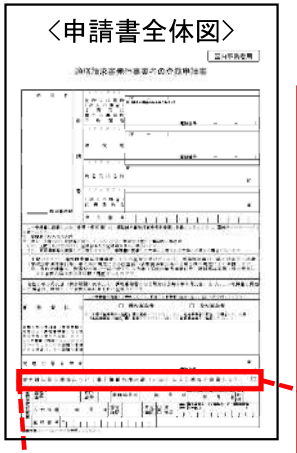
データで受け取るには登録申請時にチェックが必要です！！

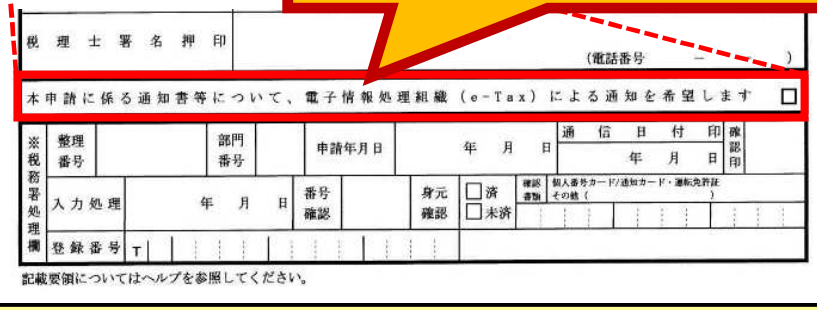
登録申請書をe-Taxソフトやe-Taxソフト（WEB版）で作成する際に登録通知についてデータで受け取ることを選択していただく必要があります。

e-Ｔａｘソフトの場合

〈入力画面イメージ（案）〉　【直接入力】

〈申請書全体図〉



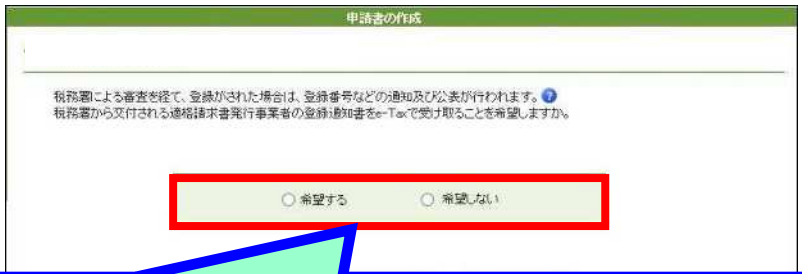


〈表示箇所〉
「税理士署名押印」欄と「税務署整理」欄の間に表示されます。

〈表示文言等〉
「本申請に係る通知書等について、電子情報処理組織(e-Tax)による通知を希望します □ 」
と表示されるので、チェック（ ☑ ）を入れてください。

e-Ｔａｘソフト(WEB版、ＳＰ版)の場合

〈入力画面イメージ（案）〉　【問答形式】



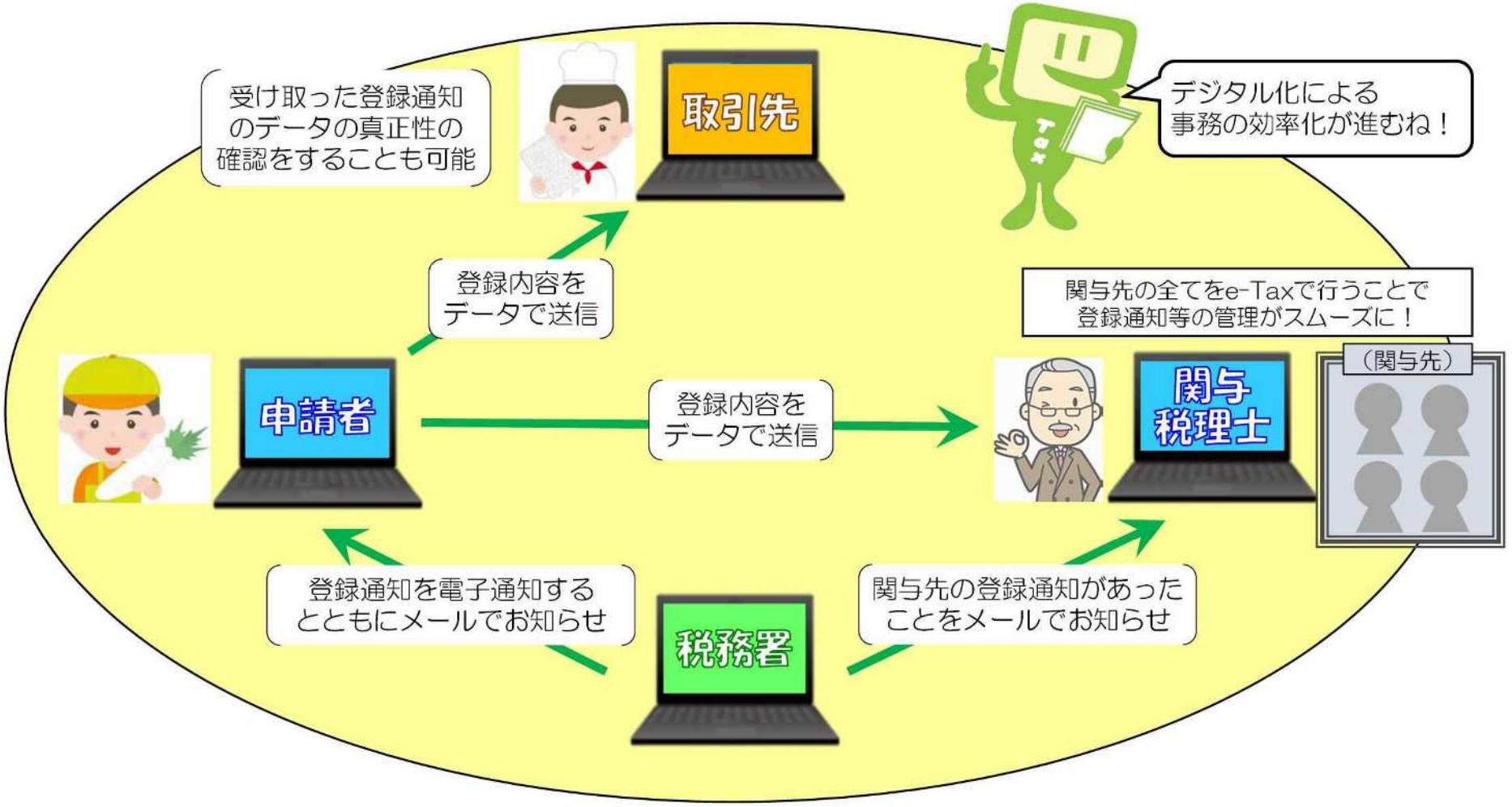
〈表示箇所〉
各項目を入力していくとe-Tax（電子通知）により受領することについて確認する画面が表示されます。

〈表示文言等〉
「税務署による審査を経て、登録がされた場合は、登録番号などの通知及び公表が行われます。
税務署から交付される適格請求書発行事業者の登録通知書をe-Taxで受け取ることを希望しますか。」
と表示されるので、「希望する」を選択してください。

～ 登録通知の受領はe-Tax(データ)で！！ ～

「データ」で受け取るとみんなペーパーレス！！

登録通知をデータで受け取ると、登録情報のやり取りが全てデータで完結できます！



メールアドレス・宛名の登録方法（e-Taxソフト（WEB版））

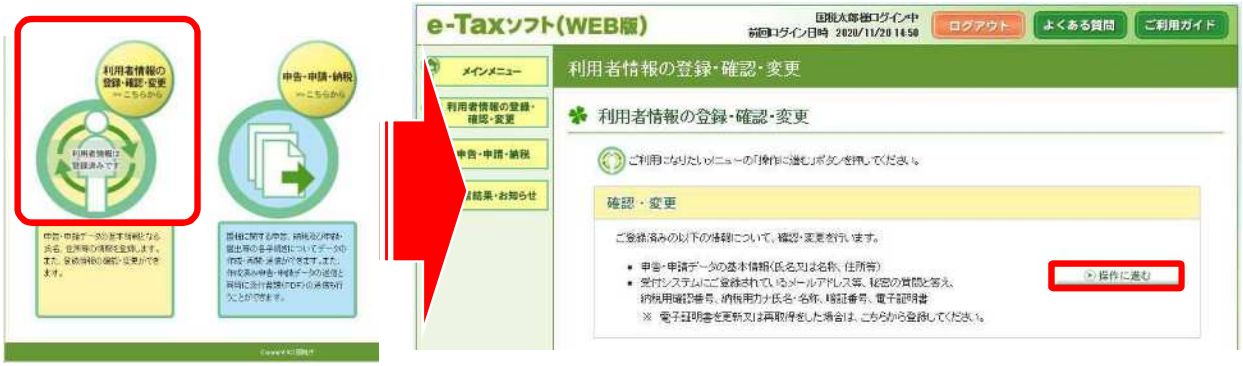
① e-Taxホームページを開き、画面上部の「各ソフト・コーナー」→「e-Taxソフト（WEB版）」の順にクリックし、e-Taxソフト（WEB版）を起動する。



② メインメニューの「ログイン」をクリックし、遷移後の画面において「利用者識別番号」及び「暗証番号」を入力し、「ログイン」をクリックする。

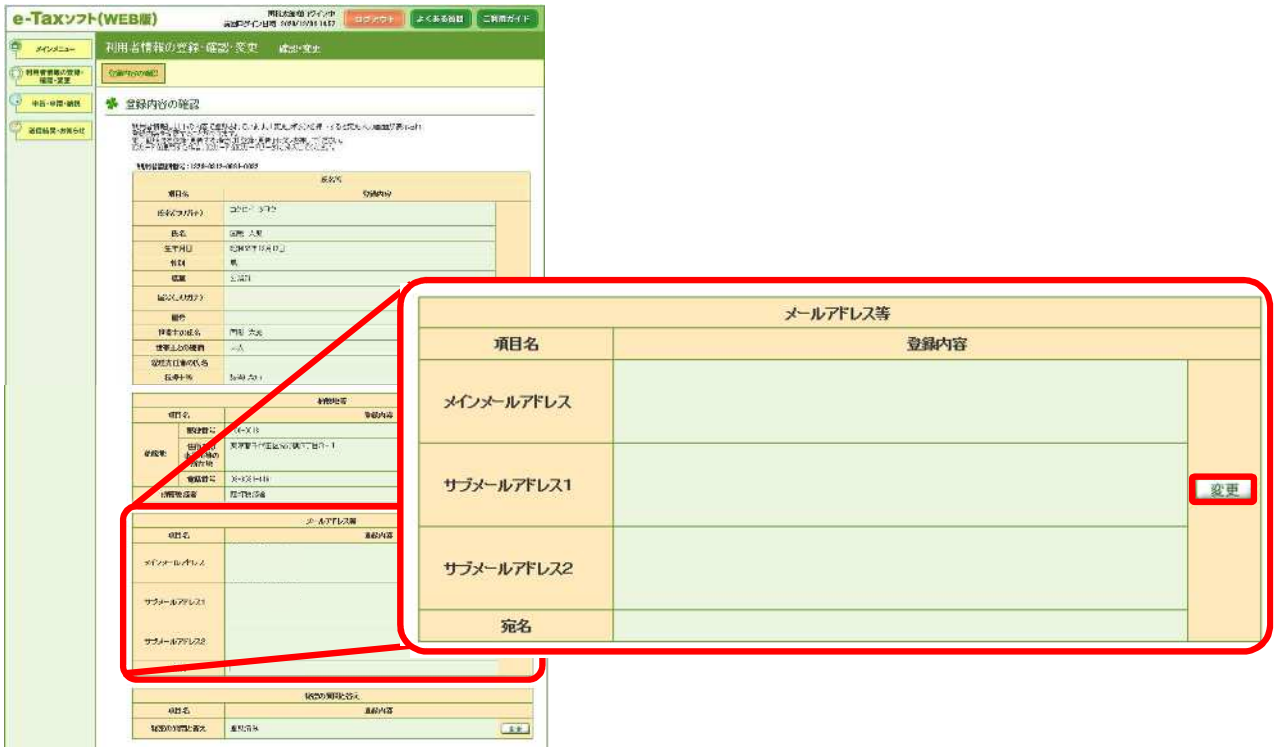


③ ログイン後、「利用者情報の登録・確認・変更」が活性化するのでクリックし、遷移後の画面の「操作に進む」をクリックする。



メールアドレス・宛名の登録方法（e-Taxソフト（WEB版））

④　「利用者情報の登録・確認変更」画面の中段にある「メールアドレス等」の「変更」をクリックする。



⑤　「メールアドレス」及び「宛名」を入力し、「変更終了」をクリックする。

〈登録例〉
メインメールアドレス…shinseisya@nta.go.jp　（←申請者本人のメールアドレス）
サブメールアドレス１…kanyo_zeirishi@nta.go.jp（←関与税理士のメールアドレス）
サブメールアドレス２…登録しない
お知らせメールへ表示する宛名…国税　太郎（←申請者本人の氏名）

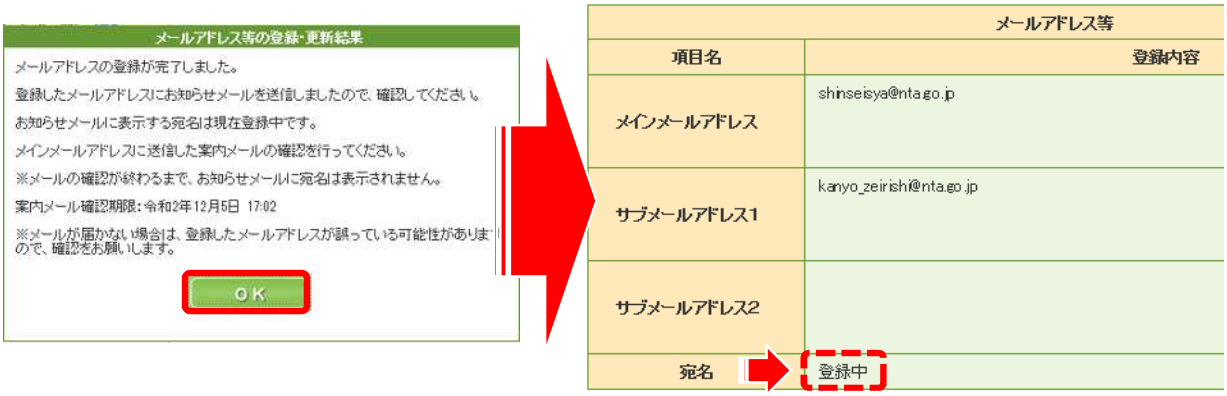


「宛名の表示を希望する」に☑を入れると宛名部分が活性化する。

メールアドレス・宛名の登録方法（e-Taxソフト（WEB版））

⑥　「メールアドレス等の登録・更新結果」画面が表示されるため、「ＯＫ」をクリックする。その場合、「宛名」の登録内容は、「登録中」と表示される。

（注）　⑦、⑧の作業が完了しないと、この「登録中」の状態は更新されないことに注意する。



⑦　登録したメインメールアドレスに「税務署からのお知らせ【宛名の登録確認】」というタイトルのメールが送信されるため、「メールの到達確認はこちらから」に記載があるＵＲＬをクリックする。

（注）　表示される画面は、利用中のメールソフトにより異なる場合がある。

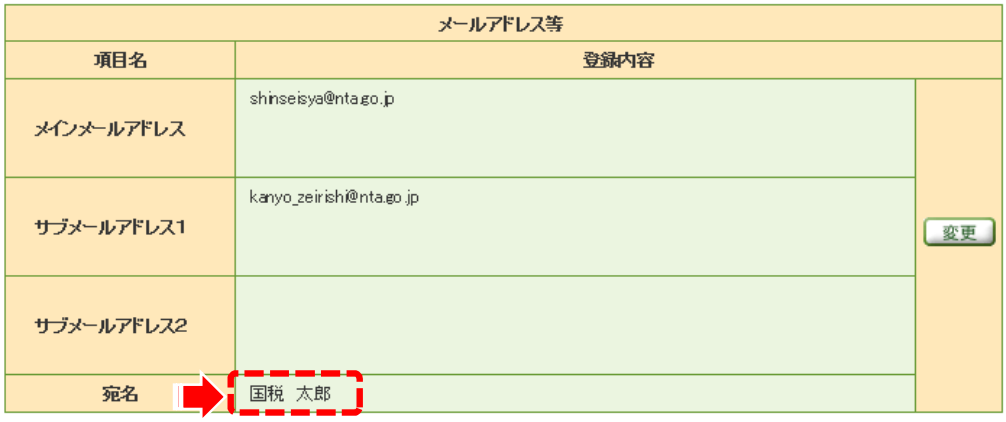


⑧　「受付システム　メール到達確認」画面に遷移するので「利用者識別番号」及び「暗証番号」を入力し、「確認」をクリックすると「宛名登録完了」と表示される。
これで、宛名の登録は完了となる。



メールアドレス・宛名の登録方法（e-Taxソフト（WEB版））

（参考１）　登録完了後のe-Taxソフト（WEB版）の表示イメージ
⑧までの作業まで完了すると、「登録中」と表示されていた「宛名」が正しく表示される。



（参考２）　登録通知書がメッセージボックスに格納された場合に登録したメールアドレスに送信される内容

【件名】
「税務署からのお知らせ（国税　太郎様）【適格請求書発行事業者の登録申請に関するお知らせ】」

【メール文章】
国税　太郎様

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。
ご提出された適格請求書発行事業者の登録申請について、処理状況をご連絡します。
詳細については、e-Taxへログインしていただき、「通知書等一覧」メニューよりご確認ください。

e-Taxの利用可能時間内に、以下の手順で確認することができます。

■　パソコンから確認する場合
● 受付システムをご利用の場合
1 「受付システム　ログイン」画面からログインします。
2 「通知書等一覧」から該当のお知らせを選択すると、内容が表示されます。
⇒　受付システムへ　⇒　https://uketsuke.e-tax.nta.go.jp/UF_APP/lnk/loginCtlKakutei

● e-Taxソフト（WEB版）をご利用の場合
1 「e-Taxソフト（WEB版）メインメニュー」画面からログインします。
2 「送信結果・お知らせ」を選択してください。
3 「通知書等一覧」から該当の通知を選択すると、内容が表示されます。
⇒　e-Taxソフト（WEB版）へ　⇒　https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB/WP000/FCSE00001/SE00S010SCR.do

■　スマートフォン等から確認する場合
1 「e-Taxソフト（SP版）　ログイン」画面からログインします。
2 「送信結果・お知らせ」を選択してください。
3 「通知書等一覧」から該当の通知を選択すると、内容が表示されます。
⇒　e-Taxソフト（SP版）へ　⇒　https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB/WP000/FCSE00001/SESP0010SCRSP.do

・ e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認してください。
⇒　https://www.e-tax.nta.go.jp/info_center/index.htm

※　本メールは、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。
なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元：国税庁
Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.

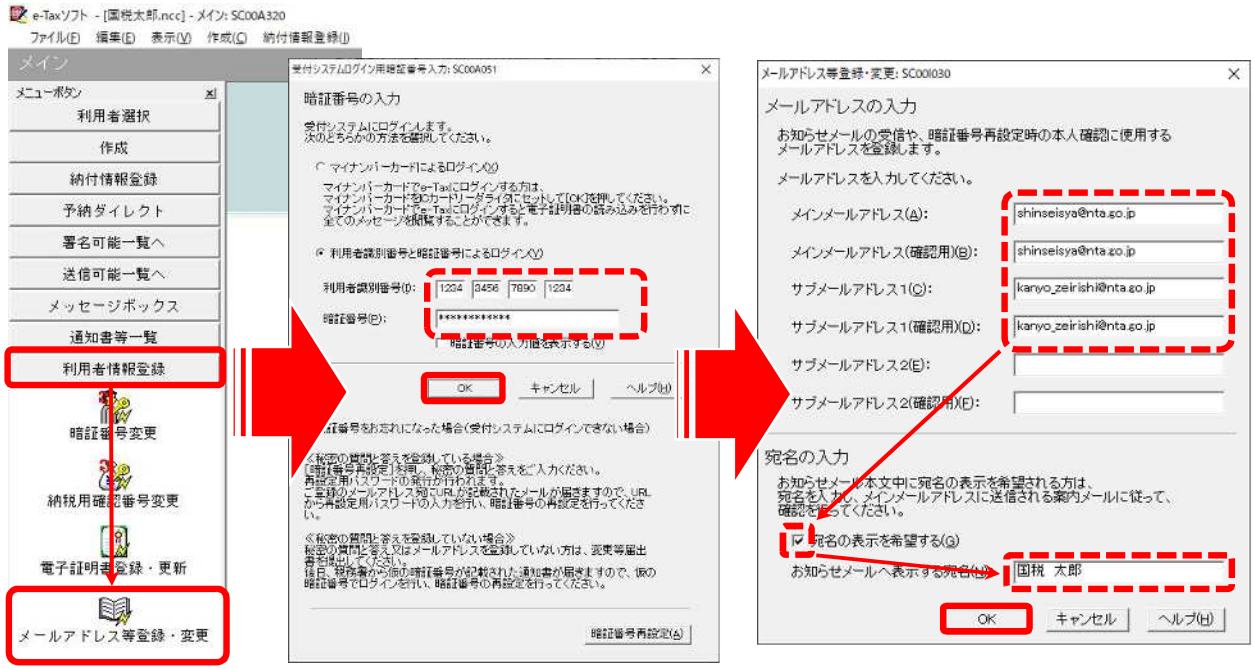
e-Taxソフト(WEB版)以外での登録方法

「e-Taxソフト(WEB版)」のほか、「e-Taxソフト」、「e-Taxソフト(SP版)」及び「受付システム」からもメールアドレス・宛名の登録を行うことが可能。

（ログイン ⇒ メールアドレス・宛名の登録 ⇒ 登録確認 ⇒ 完了 という流れはいずれの場合も同様。）

【e-Taxソフト（パソコンを利用）の場合】

パソコンで「e-Taxソフト」を起動し、メインメニューの「利用者情報登録」⇒「メールアドレス等登録・変更」を選択しログイン後、登録。



【e-Taxソフト(SP版)（スマホを利用）の場合】

スマホでe-Taxホームページ開き、画面上部の「ログイン」から「e-Taxソフト(SP版)」にログインし、「利用者情報」⇒「メールアドレス等」を選択後、登録。



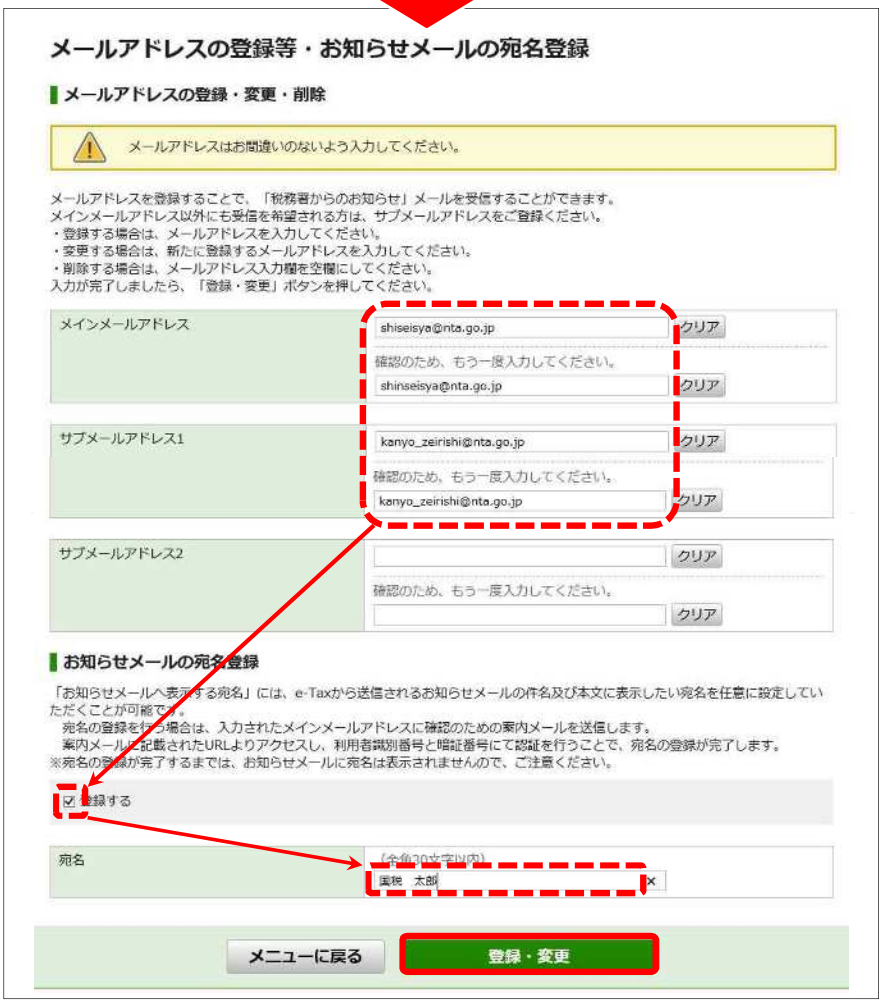
e-Taxソフト（WEB版）以外での登録方法

【受付システム（パソコンを利用）の場合】

パソコンでe-Taxホームページ開き、画面上部の「ログイン」から「受付システム」にログインし、「メールアドレスの登録等、お知らせメールの宛名登録」を選択後、登録。

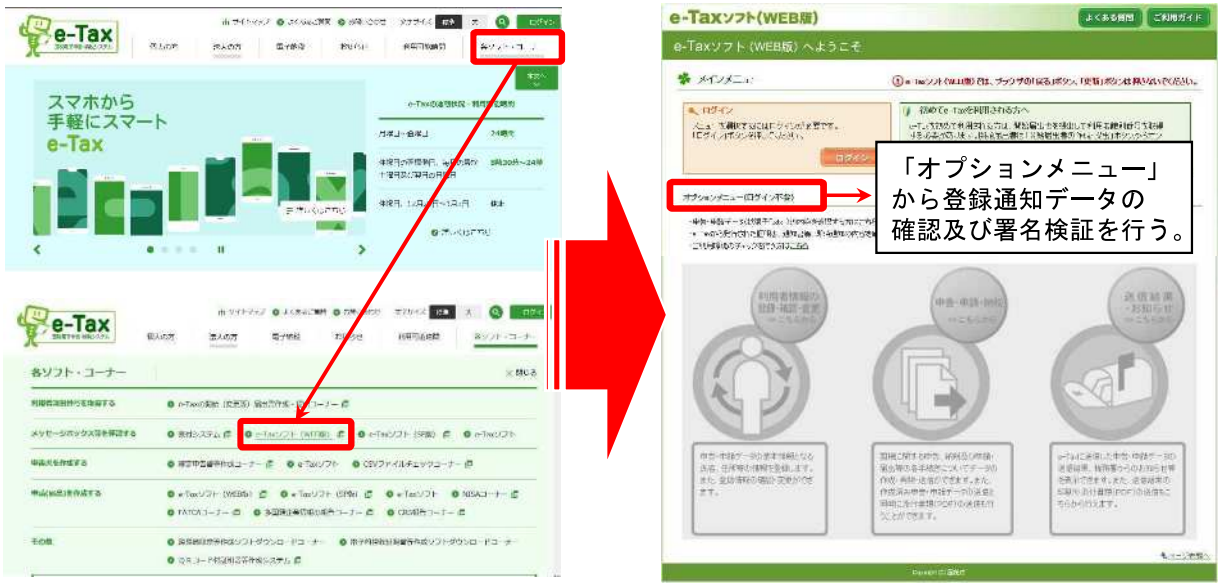




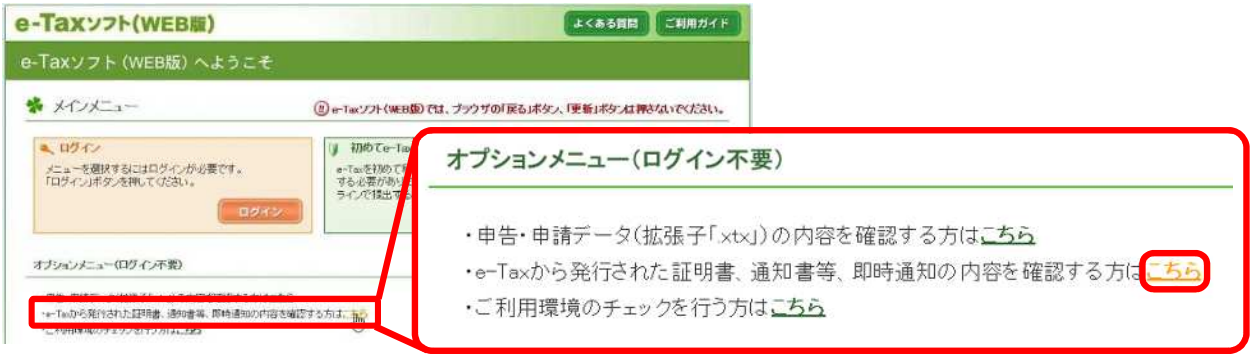


受領した登録通知データの確認及び真正性の確認方法

① e-Taxホームページを開き、画面上部の「各ソフト・コーナー」→「e-Taxソフト(WEB版)」の順にクリックし、e-Taxソフト(WEB版)を起動する。



② オプションメニューの「e-Taxから発行された証明書、通知書等、即時通知の内容を確認する方はこちら」の「こちら」をクリックする。

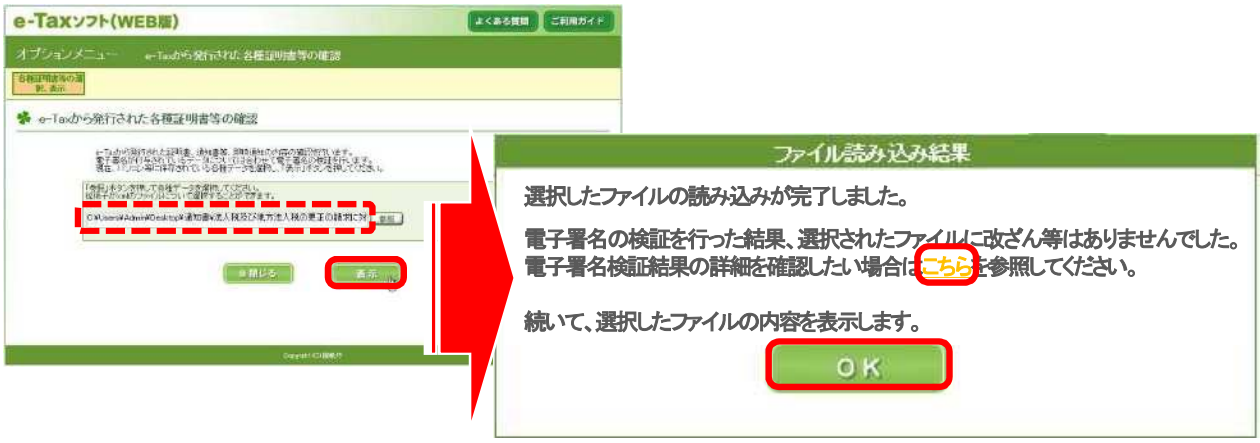


③ 「e-Taxから発行された各種証明書等の確認」画面の「参照」をクリックし、取引先等からメールで送信された登録通知データを選択し、「開く」をクリックする。



受領した登録通知データの確認及び真正性の確認方法

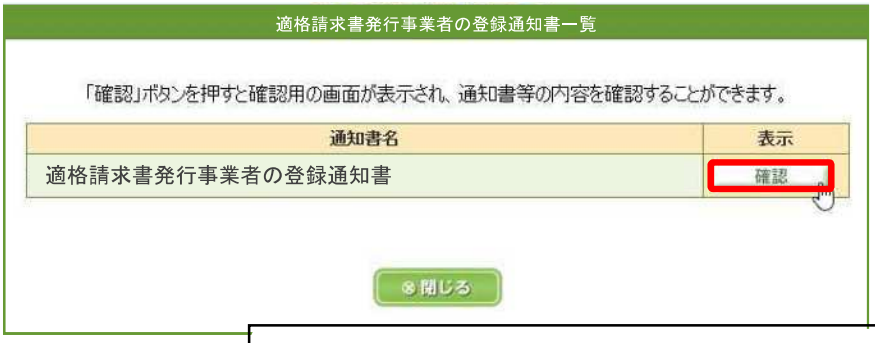
④　選択したデータが表示された後に「表示」をクリックすると、「ファイル読み込み結果」画面に遷移する。



登録通知データを確認したい場合（「ＯＫ」をクリックした場合）
⇒　⑤へ

検証結果の詳細を確認したい場合（「こちら」をクリックした場合）
⇒　⑥へ

⑤　「確認」をクリックすると、登録通知データの確認が可能となる。
引き続き、真正性の確認を行いたい場合は「閉じる」をクリックし、④の画面に戻り、真正性の確認を行う。



〈表示イメージ〉

※　実際の表示とは異なる場合があります。

■■第　1　号

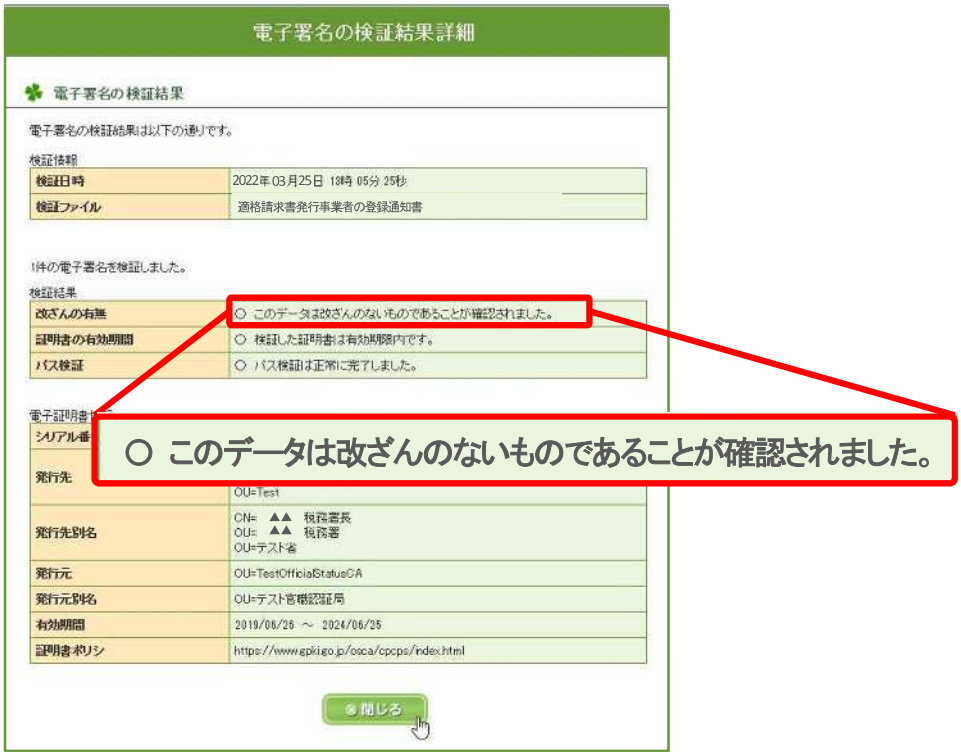
納税地	XX県XX市〇〇
氏名又は名称	株式会社国税商事
代表者氏名	国税　太郎

▲▲税務署
税務署長
財務事務官　財務　太郎

適格請求書発行事業者の登録通知書

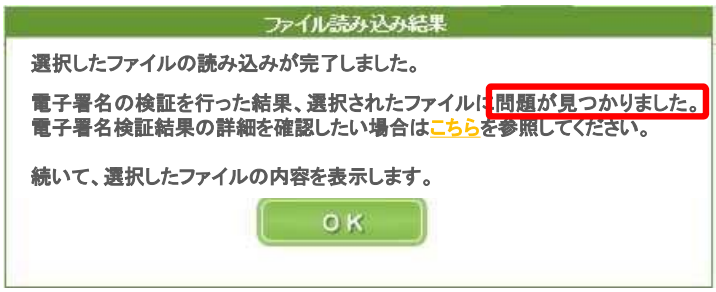
受領した登録通知データの確認及び真正性の確認方法

⑥　「電子署名の検証結果詳細」画面が表示されるため、真正性の確認の確認を行うことが可能。
　引き続き、登録通知データの確認を行いたい場合は「閉じる」をクリックし、④の画面に戻り、登録通知データの確認を行う。

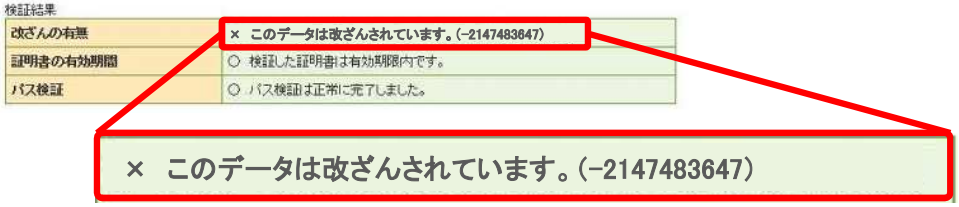


（参考）　登録通知データが改ざんされていた場合の表示
　仮に登録通知のデータの改ざんがされていた場合は④及び⑥において以下のとおり表示される。

④における表示



⑥における表示



（注）　⑤におけるイメージ表示は改ざんの内容によって表示できる場合とできない場合がある。